

名古屋市告示第300号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年 6月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションみせん	名古屋市緑区鳴海町字上汐田62番地の 2	令和 7年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課